

はたらく青年

発行・日本共産党中央濃地区委員会

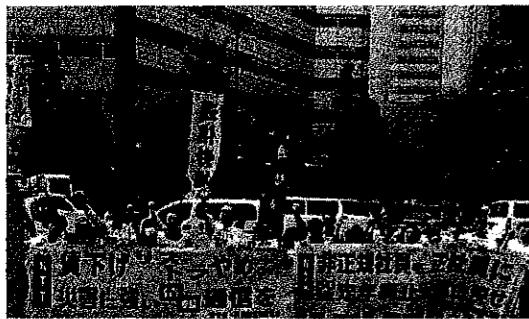
2018年10月1日

〒505-0052 美濃加茂市加茂野町今泉 1163

電話 0574(26)8195 メール jcp.chunochiku@.plala.or.jp

NTT子会社 雇い止めを謝罪

解決金7千万円で和解—岐阜地裁に続き名古屋高裁でも



NTT 子会社前
で「雇い止めを許
さない！」と抗
議 (JMITU 日
本金属製造情報
通信労働組合)

NTT西日本の子会社(NTTマーケティングアクト)の岐阜営業部の契約社員6人が雇い止めの撤回を求めていた裁判は、9月11日名古屋高裁で和解が成立しました。

和解の内容は、会社側が解雇を撤回し、謝罪したうえで合意退職扱いとし解決金約7千万円を支払うというものです。

昨年12月には、岐阜地裁で雇い止め無効の判決が出されていました。解雇撤回を求めて運動した労働者と労働組合JMITU(日本金属製造情報通信労働組合)通信産業本部岐阜支部は会見し、「契約社員でも長く働いていれば、簡単に雇い止めできないことを明らかにした」と強調しました。

6人はNTT子会社の契約社員で、3ヵ月更新の細切れ契約で5~12年も働き続けていました。ところがNTTはインターネット光回線を下請け事業者に販売させることを理由に雇い止めしました。岐阜地裁は、労働者は契約更新の期待権があると認定し、整理解雇と同等の判断で雇い止めを無効としていました。非正規雇用労働者の安定雇用をめざす運動を励ます裁判となりました。

ストライキでブラック企業に立ち向かう

サントリーのグループ企業で自動販売機のオペレーションを行う企業・ジャパンビバレッジ。以下は、「新婦人新聞」(7月19日、はたらくコラム)から。

今、ここで働く20~30代の若い労働者が労働組合(ブラック企業ユニオン)に入り、未払い残業代の支払いと組合員に対する不当な懲戒処分の撤回を求め、大闘争を繰り広げています。

彼らの仕事は主に自動販売機の飲料の運搬や補充だが、外回り業務のため、事業場外みなし労働制度が運用され、どれだけ働いても1日8時間と、働くか放題だったのだ。多い人は毎日4時間ほどのただ働きをさせられていた。この事業場外みなし労働制度が違法だとして労働基準監督署からも是正指導が出たのだ。しかし、驚いたことに会社側は「労基署と見解が異なる。残業代未払いはない」などと主張。また、休憩が取れていない労働者に対して「休憩はとれている」という同意書を結ばせるなど、労働時間を少なく見積もる工作もしている。さらに、中心となっている組合員に対して、懲戒処分という不当労働行為までしている。

労働組合側は東京駅で残業しない順法闘争を展開して、東京駅の数多の自動販売機で売り切れが続出。さらに、ストライキにも踏み切った。日本でストライキというと、「迷惑だ」というイメージがもたれているが、今回のジャパンビバレッジ闘争におけるストはネットやSNS上で大きな話題となり、ストに対する反応のほとんどは闘う労働者に共感するものだった。

「転職を繰り返してきたが、ブラック企業ばかりだった。もはやどこに行っても同じだから、闘うしかないと思った」という組合員の発言が印象的だった。ブラック企業ユニオンのスタッフからも「最近は結婚や出産を機に、労働組合への相談が増えている」と聞いた。もはや労働組合で闘う労働条件を向上しなければ、結婚や子育てもできない労働者が増えてきたというのだ。日本の労働市場全体が劣悪化し、もう闘うしかない。そこまでできているのだ。

「派遣切り」防止を要請・国会議員

「直接雇用は当然、労賃をピンハネする人貸し業は違法」だった日本社会。しかし、32年前に「臨時的・一時的」ならば派遣労働は許可とする労働者派遣法が強行採決で可決されました。その後、派遣労働を製造業にまで解禁する大企業の圧力と直接雇用・正社員化を求める労働者の運動のなかで労働者派遣法は改定を重ねてきました。

最新の改定は、2015年9月。この改定では「派遣期間は業種を問わず最長3年とする」と派遣労働の期間を制限されることになりました。そのため、2015年9月以前から派遣労働で働いていた労働者は、派遣先に直接雇用されるか、雇い止めされるか、新たな派遣先の提供となるかなどを選択することになります。

この「2018年問題」を目前にして、日本共産党の高橋千鶴子衆院議員、吉良よし子参院議員らは厚労大臣に「派遣切り防止のための緊急対策」(違法企業の公表など)を申し入れました。厚労大臣も「個別の相談があれば指導する」と回答。吉良議員らは「派遣先が直接雇用する際、派遣会社の設定した高額の紹介料が妨げになっている。紹介料は不要を徹底せよ」と要求。また「この改定は、雇用安定措置というが実態は安定雇用になっていない。権利を守れ」と強調しました。

「2018年問題」で雇い止めの声

非正規労働者の権利実現全国会議(非正規全国会議)はインターネットやアンケートで寄せられた声を発表し、同会議の弁護士は、派遣労働者が直接雇用される場合、派遣先が派遣会社に年収の20~30%の手数料を支払う契約があり、直接雇用がすんでいないと語りました。その“声”を紹介します。

- 「同じ派遣会社に登録している同僚は、派遣期間3年を超えて2年間延長したが、部署は変わっていない」(40代、男性)
- 「3月で5年になり、派遣会社から無期雇用契約の連絡をもらったが、それを理由に派遣先から雇い止め通告を受けた」(40代、女性)

“賃金・待遇なくせ”裁判、判決迫る

日本郵便には、22万人の正社員と19万人の期間雇用社員が働いています。その非正規労働者の人数は民間企業ではトップクラスです。期間社員は正社員と同じ制服を身に着け、郵便物の仕分けや配達などに従事し、深夜や繁忙期の勤務も正社員と同じ仕事を担っています。それにもかかわらず、正社員にある11種類の手当や休暇が期間社員にはありません。

地裁では支払い命令も

郵政産業労働者ユニオンの組合員11人は、会社は、期間社員にも正社員と同等の待遇を求めるとして、格差の是正と損害賠償を求めて2015年東京と大阪の両地裁に提訴。その結果東京地裁では昨年9月に、大阪地裁では今年の2月に別表1にある判決が出されました。

その後、裁判は東京・大阪とともに高等裁判所に上告され、東京高裁では年内にも判決を迎える予定です。

東京・大阪地裁での判決結果（別表1）

手当・休暇	東京地裁	大阪地裁
住居手当	6割支給	10割支給
年末年始勤務手当	8割支給	10割支給
扶養手当	請求せず	10割支給
夏期・冬期休暇	○	判断せず
有給の病気休暇	○	判断せず
早出勤務手当	×	×
祝日給	×	×
夜間特別勤務手当	×	×
夏期年末手当	×	×
外務業務手当	×	×
業務精勤手当	×	×

両地裁はそれぞれの手当・休暇の性質や趣旨にもとづいて格差の不合理性が判断され、会社側の格差容認の主張を退けています。東京高裁で格差は「不合理」と認定されれば、全国20万人の非正規労働者の待遇改善に影響します。

経済見通しは暗い 中小企業白書

「18年度版 中小企業白書」は、中小企業の倒産件数が減少していることを自慢していますが、2010年に休廃業・解散件数が2万5千件を越えて以後毎年増加しているために中小企業数は減少しています。トップは小売業、続いて建設業、宿泊・サービス業となっています。

休廃業とは、負債額より資産が多いのに事業停止や法人格を消滅させる清算手続きのことです。つまり、資金難による事業の停止ではないため、日本経済や業界の先行きが見えないことや後継者不足が背景にあります。それは設備投資が「生産拡大」より「維持更新」となっていることからもいえます。

大企業内部留保22兆円増の425兆円超

財務省が発表した2017年度の法人企業統計によると大企業（金融・保険業を含む、資本金10億円以上）の内部留保が、前年度より22兆円増え、425.8兆円となりました。

当期純利益は、前年度より8兆円増え44兆円となっています。この利益の増加に合わせて一人当たりの役員報酬は、前年度より60万円増の1930万円に、配当金も17兆円と急増しています。一方、従業員の賃金は、前年度より5.4万円少ない575万円となっています。

この大企業の利益は、安倍内閣による法人税減税などの優遇税制によるものですが、安倍内閣は来年10月から消費税増税をすすめる一方で、「生産性革命」を口実とする研究開発減税の拡充などさらなる大企業優遇策をすすめるとしています。

法令違反が7割 労働基準監督署発表

厚労省は、長時間労働が疑われる2万5676事業所に対して行った結果を発表（2017年4月から18年3月まで）。

労働基準関係法令違反による指導を1万8061件（調査事業所の7割）で実施、その内、違法な時間外労働が1万1592事業所であり、時間外労働を月80時間以内に減らすよう指導

した事業所は1万3658件です。これだけの深刻な実態を知りながら安倍内閣は、働き方一括法を強行採決したのです。

経団連会長「就活ルール廃止」を提案

中西宏明経団連会長（日立会長）は「現在の就職活動ルールを21年度から廃止する」と提案。これまでの就職活動ルールは大学と経営者団体による「就職協定」から拘束力の弱い「倫理憲章」が指針となっていました。

しかし、経団連に参加しない外資系企業が早期に採用活動を始めていること、経団連企業自身「インターーン」（就業体験）などで「青田買い」が広がっている実態があります。それでも「ルール」がなくなれば、「大学教育が衰退し、企業の競争力や国力を損なうことになる」（大学関係者）のは明らかです。



外国人労働者の枠広げる一安倍政権

外国人技能実習生の失踪がこの5年間で5千人ほど増え17年には7089人まで急増しています。法務省の調査では、建設業で「従業員が技能実習生に対して『日本語を理解しない』等を理由にたたく、殴る、蹴る等の暴行を日常的に行っていた」、逃亡させないためにパスポートを取り上げていたなどの実態もあります。この実習生の人権保護が急がれるなか、安倍首相は、入国管理法を改定して外国人労働者の拡大に向けて、新たな在留資格を設けるとしています。その規模は、新たに数十万人を見込み、法改定を待たずに企業や業界団体への説明会を7月から開催しています。

今年の「骨太方針」で「一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設」を決め、これまで最長5年だった在留資格を最長10年まで延長することが可能になるとしています。厚労省の調査でも同省が監督指導した事業所のうち約7割で法令違反があり、こうした違法な長時間労働、賃金未払いの規制がしっかりとおこなわれるのか疑問です。外国人労働者の劣悪な労働条件の改善・人権の擁護こそが求められています。